

～ 活動報告 ～

第5回国際協力人材育成研修

国際協力部教官

辻 保彦

1994年に法務省が法整備支援に関わるようになって以降、支援対象国は増え続け、また、求められる支援内容も多岐にわたるようになったことから、2001年4月には法務総合研究所内に法整備支援を専門に扱う部門として国際協力部が新設され、法務省による支援体制が整えられたものであるが、その後も対象国及び支援内容の拡大は続いている。もとより法整備支援は専門性が高い分野であることに加え、その内容が質・量ともに拡大し複雑化する中、法務省が今後も開発途上国に対する法整備支援活動を適切に推進していくためには、これに携わる人材を幅広く育成する必要がある。

そこで、法務省・検察庁の職員の中から法整備支援に関心のある職員を研修員として国際協力部に迎え、法整備支援に関する講義等を実施した上で、支援対象国における法整備支援プロジェクトの現場を直接見聞して、我が国の実際の法整備支援活動への理解を深めるとともに、将来国際協力活動に従事する場合に必要な知識及び技術を習得させるという目的の下、実施されたのが本研修である。

以下、今回の研修の概要及び結果等につき、研修員の感想（本稿末尾）と併せて報告する。

第1 研修の概要

1 研修期間

平成25年11月18日から同月29日まで

（移動日含む）

2 研修場所

- (1) 国際協力部（国内研修）
- (2) カンボジア王国（国外研修）

3 研修員

- (1) 本條裕（法務省民事局付）
- (2) 希代浩正（法務省民事局総務課企画第一係長）
- (3) 澁谷亮（横浜地方検察庁）
- (4) 二子石亮（名古屋地方検察庁検事）
- (5) 石田正範（秋田地方検察庁検事）
- (6) 吉野恵（京都地方検察庁検察事務官）

4 研修内容（別添日程表参照）

- (1) 国内（11月19日、20日、28日、29日）
 - ア 法務省による法整備支援の概要に関する講義
 - イ 各国における法整備支援の概要に関する講義
 - ウ 国外研修終了後の研修レポート作成
 - エ 総括質疑応答
- (2) 国外（11月22日から27日まで）
 - ア JICA 長期派遣専門家との意見交換会
 - イ 各ワーキング・グループ見学
 - ウ カンボジア特別法廷見学
 - エ 日本法教育研究センター訪問
 - オ 刑事裁判傍聴
 - カ JICA カンボジア事務所訪問

第2 実施結果

1 国内研修前半

(1) 11月19日(火)午前

講義「法務省における法整備支援概要及びカンボジアにおける法整備支援の概要」(本職)

日本の法整備支援における当部の関わり方、カンボジアに対する法整備支援の経緯や成果などについての講義を実施した。



国内研修での講義

(2) 11月19日(火)午後

講義「各国の法整備支援の概要」(須田教官、川西教官、横幕教官、三浦教官による各1時間のリレー形式の講義)

ベトナム、ラオス、モンゴル、ネパール、ミャンマー、インドネシア、東ティモール、中国に対する法整備支援の経緯や成果などについての講義を実施した。

(3) 11月20日(水)午前

講義「カンボジアの法整備支援について」(柴田副部長)

カンボジア長期派遣専門家としての経験を踏まえて、カンボジアの法整備支援の実状についての講義を実施した。

(4) 11月20日(水)午後①

講義「国際協力専門官の業務」(戸根統括国際協力専門官、山田主任国際協力専門官)

当部における国際協力専門官の業務・役割についての講義を実施した。

(5) 11月20日(水)午後②

海外研修オリエンテーション(本職、石原主任国際協力専門官)

国外研修に向けた心構えを伝えるとともに、必要な準備等を行った。

2 国外研修

(1) 11月22日(金)午前

プロジェクトオフィス訪問

松原禎夫 JICA 長期派遣専門家・チーフアドバイザーらから、カンボジアにおける法整備支援の実施状況について説明があり、研修員との質疑応答を実施した。



プロジェクトオフィスにて

(2) 11月22日(金)午後

RAJP・BAKC ワーキング・グループ見学

研修員を2班に分け、それぞれ RAJP(王立司法学院)及びBAKC(カンボジア弁護士会)のワーキング・グループを見学した。日本側とカンボジア側との意見交換も実施され、カンボジア側からは日本の検事の人事異動制度などについて盛んに質問がなされた。RAJP では、校舎内の見学も行われた。



BAKCのワーキング・グループ

(3) 11月25日(月)午前

ECCC 訪問

クメール・ルージュの幹部に対する国際刑事裁判を実施しているカンボジア特別法廷 (the Extraordinary Chamber of the Courts of Cambodia) を訪問し、事務局長代理、判事、検事の方々との意見交換を行った。ECCC の設立の経緯、組織構成、審理の進捗状況、現状の課題などについて知見を得た。



ECCC の皆さんと

(4) 11月25日(月)午後

名古屋大学日本法教育研究センターでの講義

名古屋大学が、カンボジアで現地学生に対して日本語と日本法の教育を実施している日本法教育研究センターを訪問し、研修員から学生らに対し、日本の検事の役割と、法務省民事局の役割についての講義を実施した。



研修員による講義の様子

(5) 11月26日(火)午前

MOJ ワーキング・グループ見学

プロジェクトオフィスにおいて、MOJ (カンボジア司法省) のワーキング・グループの活動を見

学した。研修員との意見交換も実施され、カンボジア側からは日本の司法制度改革などに関する質問がなされ、日本側からはカンボジアにおける民法・民事訴訟法の普及状況などに関する質問がなされた。



MOJ ワーキング・グループの様子

(6) 11月26日(火)午後

プノンペン地裁にて裁判傍聴

プノンペン地裁において刑事裁判3件を傍聴した後、RAJP ワーキング・グループのメンバーであるサカダ検事の執務室を訪問し、カンボジアの刑事手続について質問を行った。



サカダ検事の執務室にて

(7) 11月27日(水)午前

RULE ワーキング・グループ見学

RULE (王立法律経済大学) を訪問し、ワーキング・グループの活動を見学した。研修員との意見交換も実施され、カンボジア側からは裁判官の



RULE ワーキング・グループの様子

人事異動や定年などについて質問がなされた。

(8) 11月27日(水) 午後

JICA カンボジア事務所訪問

JICA カンボジア事務所において、井崎宏所長、竹内博史次長らから、カンボジアにおける JICA 事業の概要、全体像の中における法整備支援の位置付け及びその実施状況等について説明を受けた。



JICA カンボジア事務所にて

3 国内研修後半

(1) 11月28日(木) レポート作成

(2) 11月29日(金) 総括質疑応答

研修員から全般的な感想を聞き、当部職員との座談会を実施した。

第3 所感

昨年度までのベトナムに代えて、今回から国外研修としてカンボジアを訪問することとしたものであるが、カンボジアはポルポト政権時代という暗い歴史を背負っており、素朴な同情心と正義感をかき立てられる上、知識人の肅清等の影響による司法界の人材不足を現在でも克服できておらず、法整備支援の必要性を肌身で感じることができる国情であること、司法関係4機関を対象とした人材育成の合同プロジェクトという比較的シンプルなスキームであるため、研修員にも支援の全体像が把握しやすいこと、ワーキング・グループで扱っている民法・民事訴訟法は日本の支援により制定されたもので日本法に類似しているため、研修員にも理解しやすいことなどの理由から、カンボジアを訪問先として選択したこ

とは適切であったと思われる。

研修員の多くは、これまでカンボジアをはじめ東南アジアには馴染みがなく、法整備支援について専門的に学習したことはないとのことであったが、国内研修において当部の教官・専門官から講義を受けたことにより、各国の支援実施状況も含めて法整備支援の概要をつかむことができたようである。そのようにして予備知識は万全の状態カンボジアでの国外研修に臨んだわけであるが、現地での移動手段であるマイクロバスの車窓からは、建築中の高層ビルに代表されるカンボジアの目覚ましい経済発展の様子がうかがい知れる一方で、それとは対照的に、物売りの子供たちに代表される貧困の世界も同じ視界に映り込む。研修員の多くは、これまで開発途上国を訪れた経験がないとのことで、カンボジアの貧富の差を目の前にして多少なりともショックを受けた様子であり、さらには、現地で知り合った一般市民から「交通事故の被害に遭っても、結局は政治的・経済的に力の強い者が勝つ。」という話を聞くなど、カンボジア社会の実情を垣間見たことで、法の支配の必要性や、その確立に向けた法整備支援活動の重要性を痛烈に認識した様子であった。

また、研修員らは現地で活躍する長期派遣専門家の仕事ぶりを目の当たりにしたほか、ワーキング・グループの中で実施された意見交換会でカンボジア側からの質問に答えたり、自ら講壇に立ってカンボジアの学生に講義を行うなどの経験を積んだことにより、国内研修で得た抽象的な法整備支援のイメージがリアルな実体験として結実し、法整備支援に対する自分自身の考え方も身に付けた様子であり、国外研修の後半には、移動中のマイクロバスの車内でも、通訳を介して法律の話をする際の注意点といった技術的な事柄から、法整備支援のあり方に関する理念的な議論に至るまで、様々な話題が繰り広げられるようになった。

わずか1週間の滞在ではあったが、現地に実際に

赴いて法整備支援の現場を見聞したことで、研修員たちの法整備支援に対する情熱は一層高まり、法整備支援に関する知識も定着して、自分なりの理念まで抱くに至ったもので、本研修の趣旨は十分に全うされたものと思う。彼らの中から、将来の法整備支援を担う人材が輩出されることを切に願うとともに、本研修に御協力下さった方々に対し、心から感謝を申し上げたい。

平成25年度国際協力人材育成研修日程表

【教官:辻教官 事務担当:石原専門官】

月 日	9:30	12:00	13:00	18:00	備考
11 / 18	移動日・法務総合研究所大阪支所入寮				大阪
11 / 19	講義 「法務省による法整備支援の概要」 国際協力部教官 国際協力部4階セミナー室		講義 「各国法整備支援の概要」 国際協力部教官 国際協力部4階セミナー室		大阪
11 / 20	講話 「各国法整備支援の概要」 国際協力副部長 国際協力部4階セミナー室		講義 「国際協力専門官の業務」 国際協力専門官 国際協力部4階セミナー室	海外研修オリエンテーション 講義実施準備 国際協力部4階セミナー室	大阪
11 / 21	関空発（ホーチミン経由）プノンペン着				プノンペン
11 / 22	講義・意見交換 カンボジア法整備支援の現状 カンボジア長期専門家 プロジェクト事務所		訪問/現地活動見学 王立司法学院(RAJP)及びカンボジア弁護士会(BAKC) WG見学		プノンペン
11 / 23					プノンペン
11 / 24					プノンペン
11 / 25	裁判傍聴 プノンペン地裁		訪問・意見交換・講義実施 研修生による講義 王立法経大学(RULE)/同大学日本法教育研究センター		プノンペン
11 / 26	訪問/現地活動見学 司法省(MOJ) WG見学		裁判傍聴・Group Visit カンボジア特別法廷(ECCC)		プノンペン
11 / 27	訪問/現地活動見学 RULE WG見学 RULE	事務所表敬 JICAカンボジア事務所	プノンペン発（ホーチミン経由）関空着		機内
11 / 28	関西空港着	資料整理・レポート作成			大阪
11 / 29	(退寮) レポート発表・総括質疑応答 国際協力部教官 国際協力部4階セミナー室		閉講式	帰庁	

※「訪問/現地活動見学」のコマでは、各支援対象機関(司法省、王立司法学院、カンボジア弁護士会・弁護士養成校及び王立法律経済大学)の訪問又はWGを傍聴

平成 25 年度国際協力人材育成研修を終えて

法務省民事局付 本條 裕

第 1 はじめに

私は、平成 25 年 11 月 19 日から同月 29 日までの 11 日間、法務総合研究所国際協力部（以下「ICD」という。）が実施する「平成 25 年度国際協力人材育成研修」（以下「本研修」という。）に参加する機会を得た。本研修は、研修員が、ICD において法制度整備支援に関する講義を受けた上で、支援対象国を訪問し、支援活動の現場を直接見聞することにより、我が国の法制度整備支援活動をより具体的な形で理解し、同活動に必要な知識及び技術を習得することを目的として、実施されたものである。この研修を終えて、一番に感じたことは、ICD の皆様を始め法制度整備支援活動に関与されている方々が、それぞれの立場から、我々研修員に対して、法制度整備支援活動の実情を、とても熱心かつ丁寧に伝えていただいたことである。今後、私が、このような皆様の思いにどこまで答えることができるかについては不安な面もあり、また十分な整理ができていないと思うが、本報告書では、私なりに、この研修を終えた時点で感じていることを率直に記載することとしたい。この研修では、法制度整備支援活動の現場を訪問することだけではなく、カンボジアの刑事裁判の傍聴やカンボジア特別法廷の訪問等も含むものであったが、ここでは、法制度整備支援活動に関する事項を中心に記載することとする。なお、私の知識不足のため、カンボジアの法制度について正確な記述があるかもしれないが、御容赦願いたい。

第 2 カンボジアにおける法制度整備支援活動について

1 法制度整備支援について

当初の「法制度整備支援に関する基本方針」における法制度整備支援の目的として、従来は、①法の支配の定着、②持続的成長のための環境整備、グロ

ーバルなルールの遵守の確保、③我が国の経験・制度の共有、我が国との経済連携強化の 3 つが挙げられていたが、本年（平成 25 年）の「法制度整備支援に関する基本方針（改訂版）」では、上記の 3 つに加えて、④日本企業の海外展開に有効な貿易・投資環境整備や環境・安全規制の導入支援、⑤ガバナンスの強化を通じた我が国の経済協力の実効性の向上も挙げられるようになり、我が国への国益の観点により強調された。

我が国の法制度整備支援の特徴の 1 つは、単なる法律の起草、改正の支援に止まらず、法制度が適切に運用・執行されるための基盤整備、法曹の人材育成や法学教育、運用に係る実務面での能力強化までを視野に入れた相手国自身による法制度の運用までを見込んだ支援を行っている点にあるとされる。もっとも、法律の起草、改正支援を除けば、我が国の法制度整備支援の成果は、定量的評価になじみ難い面もあり、上記国益の観点に関して、どのような形でその成果の「見える化」を図るかについては、継続的な創意工夫が必要とされるように思われる。

また、法制度整備支援のもう一つの特徴は、現地に専門家を派遣し、我が国の経験や知見を踏まえつつも、相手国のカウンターパート機関と対話・調整を進めながら、相手国の文化や歴史、発展段階、オーナーシップを尊重し、国の事情・ニーズに見合った支援を行っている点にあるとされる。

2 カンボジアにおける法制度整備支援活動の概要

カンボジアにおける法制度整備支援の前提として、特徴的なことは、いわゆるポルポト政権時代の法律実務家を含む知識人の迫害にあるといえる。ポルポト政権が終了した 1979 年の時点で、生き残った法律家は 10 人に満たなかったとのことである。その後の内戦が終わり、自由主義経済化を押し進める過程で、「法の不存在」が顕在化し、外国からの投資を受ける素地としての法律・制度の必要性が認識されるようになった。

このような中で、我が国は、1990年代からカンボジアでの法制度整備支援活動を行ってきた。具体的には、①法制度の整備として、民法、民事訴訟法等の起草支援、②裁判官、検察官の養成支援、③弁護士会の強化に関する支援が行われ、民法、民事訴訟法等の法令が起草され、その逐条解説や民事第1審の手續マニュアル等が作成されてきた。また、裁判官・検察官養成校の教官候補生を育成する等の成果を上げてきた。

2012年4月からは、これらの支援活動を、民法・民事訴訟法及び関連法令の定着のための人材育成に焦点を当てたプロジェクトに一本化され、カンボジアの司法関係者及び行政機関職員が民法・民事訴訟法及び関連法令を適切に解釈、運用するとともに、将来自立的、持続的に現行法の運用及び新法の起草を行えることが上位目標とされた。具体的には、司法省職員による司法省ワーキンググループ（以下ワーキンググループを「WG」という。）、現役若手裁判官であり将来の教官候補生による王立司法学院WG、弁護士会による弁護士会WG、大学教員による王立法律経済大学WGの4つのWGにおいて、条文や制度の背景にある趣旨の理解、法解釈についての議論を通じて、将来にわたり人材の再生産や法律の普及のための活動を行うことができるような中核人材の育成が行われている。

第3 カンボジアにおける法制度整備支援活動に触れて

1 本研修の中心は、上記第2・2に記載した各WGにおける検討の場に同席するものであった（私は、その中で、司法省WG、弁護士会WG、王立法律経済大学WGに同席した。）ところ、カンボジアにおける法制度整備支援活動は、一定の成果を収めていることを感じた。

まず、各WGでの議論、レジュメや、参加者の問題意識については、民法等の法令の存在を前提

に、その解釈や運用の在り方を検討するものとなっていた。また、その検討は、長期専門家が主導して、各WGのメンバーに教えるというのではなく、各WGにおいて、その会の担当者が作成したレジュメに基づき、担当者による説明の後に、参加者間で質疑応答等の意見交換を行うスタイルとなっていた。そもそもポルポト政権終了直後には法律家が10名に満たなかったことに思い起こすと、上記の4つのWGが構成できるようになっていることだけでも、法律に携わる人材が増加していると評価することもできるが、それに加えて、WGのメンバーが中心となって検討を繰り返していく中で、自分達で問題点を分析し、それに関する議論を経て、一定の結論を導いていくというプロセスを経験した彼らが、カンボジアにおいて、後進の者にも、そのプロセスを伝えていくことになるのだろうと感じた。また、これらのWGの検討内容についても、今後、資料として書籍化等を進み蓄積されていくと思われる。カンボジアの民法、民事訴訟法は、日本法をベースにしていることから、日本法の解釈を理解する人材も益々必要となってくると思われるところ、カンボジアでは、名古屋大学の日本法教育研究センターで、日本語及び日本法の教育がされている。我々研修員は、同所において、検察官の役割や法務省での仕事についての講義をする機会に恵まれたが、講義を聴いている学生の好奇心に満ちた表情に触れ、明るい未来を感じた次第である。

今回の研修の訪問先で、我々は、大変、丁寧に対応していただいた。これは、長期専門家を始め法制度整備支援活動に携わっている方々の忍耐強い活動の賜物であると思われる。これを法制度整備支援活動の成果の観点から見れば、将来のカンボジアにおける司法の中核を担う人材との友好的な関係を構築すること（人脈の形成）につながるということができる。この意味で、現在の法制度

整備支援活動は、長期的には、我が国にも利益をもたらすものと思われ、目に見える成果が現れるまで期間を要するものの、費用対効果の高い活動であると感じた。

2 もっとも、このような法制度整備支援活動は、それに携われる方々（特に、長期専門家）の忍耐強い取組みに依っていること、すなわち、法制度整備支援活動の困難な面も無視できないと思われる。ここでは、私を感じたもののうち、月並みなものと思われるかも知れないが、3点について触れることとする。

まず、1つ目が、通訳を介することの困難性である。私自身、この研修中にその一例を体験することとなった。皆さんは、「裁判所への訴えの提起がない場合であっても、保全命令が発せられることはあるか。」との質問をされた場合に、どのような回答を思い浮かべるだろうか。実は、この質問者は、「日本では、保全命令の申立てがない場合には裁判所は保全命令を発しないのではないか。」という質問をしたかったのである。質問者が通訳人のいずれかが、「保全命令の申立て」と表現すべきところを「訴えの提起」としてしまったために、質問者の質問の趣旨とは全く異なる趣旨ものと誤解して、私は、その質問に対して、「訴えの提起がなくとも、保全命令を発することは可能である。」旨回答してしまった。自分が理解できる言語でのやり取りであれば、質問者等の誤りに気づき、短時間で解決することができる質問であっても、どこに誤りがあるか分からない場合には、幾つかのすれ違ったやり取りを経て、ようやく解決に至ることを思い知った。実際、上記の質問についても、質問者の真意を理解するのに相当な時間を要してしまった。

2つ目は、民法・民事訴訟法等を法に沿って実施するためのインフラ整備（例えば、不動産登記の整備や送達システムの確立等）が不十分なため、

検討分野によっては、法律的な議論の深まりを求めることが困難な面があるということである。例えば、あるWGにおいて、債権譲渡の確定日付のある証書の作成方法について、法律の規定と実務との乖離についての議論に多くの時間を割いてしまい、例えば、債務者が債権譲渡を承諾する場合とはどのような場合かといったWGのメンバーから出された問題点の検討は、不十分なままで終わっていた。

3つ目が、文化の違いからくる困難性である。WGに同席する前は、WGが報告者のレジюмеに沿って議論が進められ、一定の時間内に、ある程度、検討が進むものと思っていたが、実際のWGでは、時間等の意識はあまり感じられず、比較的自由な雰囲気の中で、意見交換がされていた。そのため、計画的に検討を進めていくことが困難な面があると感じられた。

このような困難な面があっても、長期専門家の方々は、相手の言いたいことを正確に把握することに努めるとともに、基本的には、WGのメンバーの自主性を尊重しつつ、要所要所で、メンバーの対面も考慮しながら、議論を整理するなど、人材育成を見据えた忍耐強い関わりをされていることに感銘を受けた。

3 次に、今回の研修を通じて、私個人が感じたことについて、記載することとしたい。

まず、何よりも体験の重要性を再認識した。経済が発展しつつあるカンボジアの熱気、人と人の距離感、契約に対する意識（1つの参考として、トゥクトゥクというバイクの後ろに客席がついた乗り物に乗車した際に、運転手が目的地を間違えてしまい相当な遠回りをしたが、乗車時に約束した運賃以上は請求されなかったということがあった。）を肌身で感じる事ができた。他方、道路を逆走したり、ヘルメットを装着しないでバイクを運転したりするなど、必ずしも法令が遵守され

ていないといったことや、ポルポト時代の処刑場跡や刑務所跡を実際に訪問することを通じ、カンボジアが抱える負の側面にも、（その一部に過ぎないが）触れることができた。こういったことは、頭ではある程度理解できるものの、その実情については、現地でしか味わえない面があり、改めて、実際に体験することの重要性を認識することとなった。

次に、相手の立場に立って理解することの重要性を感じた。上記の通訳の例で言えば、その質問の前に、「確定判決が出た後に、保全命令が出されることはあるか。」という質問があった。質問者の立場等を踏まえて問題意識がどこにあるかが把握する姿勢があれば、この質問と合わせて考えた場合に、「訴えの提起」が誤った表現で、「保全命令の申立て」のことを指していたことを理解できたかもしれない。相手と意思疎通を図るときは、自分の先入観や常識にとらわれずに相手を理解することが必要であるとされるが、言葉や文化的背景が異なる者との意思疎通を図る場面では、その必要性を鮮明に感じるようになった。なお、相手の立場に立って理解するためには、自分が理解していることを正確に把握している必要があるから、自身の理解を深めることにつながるとも感じた。

また、法律専門家として基本的な知識、原理原則の重要性も再認識した。あるWGで、裁判所の任免、任地等に関する質問を受けることや、上記の名古屋大学日本法教育研究センターで、同所に在籍する学生から、なぜ、裁判官は内閣が任命するのかといった三権分立に根ざした質問を受けることがあり、これらの質問に対する回答を考える過程で、基本的な知識や原理原則に立ち返る必要に迫られた。普段、当然の常識として特にその根拠条文やその背景にある原理原則を意識していないことについても、他国から見れば、なぜそのよ

うになっているのかという疑問を持つものもあり、そのような説明を求められることを通じて、改めて、基本的な知識、原理原則の重要性を再認識した。

その他、言語も文化も異なる人と共同してプロジェクトを遂行していくためには、語学力及び現地の文化を知ることの重要性を改めて感じた。

4 いろいろ記載してきたものの、私が見聞したのは、カンボジアでの活動のごく一部でしかなく、また、支援国が異なれば活動の実質も異なることから、この研修だけで、法制度整備支援活動の実情やその意義が分かったとは到底いえないと思われる。もっとも、この研修を通じて、法制度整備支援活動は、支援国の役に立つことやそれが我が国の利益にもなり得ることだけでなく、活動に参画する個人としても、上記のような様々な刺激を受けることを通じて、法曹としての、また、人間としての成長にとっても、貴重な経験となるのではないかと感じた。

第4 おわりに

この研修は、研修期間に比して、実に、多くの刺激を受ける研修であった。このような充実した研修を受けることができたのは、JICAの長期専門家を始めとする法制度整備支援に携わっておられる皆様の継続的で忍耐強い努力のおかげによるところが大きいと思われる（上記のとおり各訪問先での扱いが非常に丁寧なものであったことや、WGのメンバーの結婚披露宴に招いていただいたことなどは、これまでの良好な人間関係を前提として初めて我々が体験できたものと思われる。）。また、ICDの皆様から、講義等を通じて、事前にカンボジアで体感すべき様々な観点についてご教示いただいたことが、カンボジアで大いに刺激を受けたことにつながったと思われる。最後に、今回の研修に同行していただいた辻教官、石原専門官には、研修の全日程にわたり、こ

の研修の成果を最大限とするべく、研修員の健康にも目を配りつつ、研修のカリキュラム外の時間も含めて、様々な体験ができるように肌理細やかなご配慮をいただいた。改めて、皆様に心より厚く感謝を申し上げるとともに、カンボジアを始め、諸外国での法制度整備支援活動が、今後、益々実りの多いものとなることを祈念して、私の報告を終えたいと思う。

平成 25 年度国際協力人材育成研修を終えて

法務省民事局総務課 希代 浩正

第 1 はじめに

平成 25 年 11 月 18 日から同月 29 日まで、法務省法務総合研究所国際協力部（以下「国際協力部」という。）が主催する、平成 25 年度国際協力人材育成研修（以下「本研修」という。）に参加する機会をいただいた。

本研修は、我が国における、開発途上国が行う法律制度整備のための自助努力を支援する活動（以下「法整備支援」という。）に携わる人材を育成するものであり、国内において国際協力部による法整備支援に関する講義の受講並びにカンボジア王国（以下「カンボジア」という。）を訪問し、支援活動の現場を直接見聞することにより、我が国の法整備支援をより具体的な形で理解し、法整備支援に必要な知識及び技術を習得することを目的とするものである。

本稿は、本研修を受講し、国内及びカンボジアにおいて見聞した内容について、自分の感想等を交えて報告をさせていただくものである。

なお、本稿中の用語並びにカンボジアにおける法律制度整備の経緯及び法制度の内容等については、極力独立行政法人国際協力機構（以下「JICA」という。）における公表資料等を参考に正確な記載を心がけているが、一部に事実誤認があるおそれがあること及び法整備支援の状況にかかる記載について主観が含まれる部分は報告者の私見であることをここにお断りする。

第 2 本研修について

1 概要

本研修は、国内における国際協力部教官らの講義の受講並びにカンボジアにおける現地の法整備支援の現状の視察及び現地において活動する長期専門家等との意見交換を行うものであることは既に述べたが、その具体的内容については、以下のとおりであ

る。

2 国内における研修

国際協力部の設置されている大阪において、法整備支援に携わる教官及び国際協力専門官から、我が国が実施している法整備支援の各国における概要及び状況並びに国際協力部の業務内容について講義をいただいた。

講義の受講により、我が国が行う法整備支援の内容について、各国ごとの特色や違いについて理解することができるとともに、それを踏まえてカンボジアにおける整備の内容やその特殊性への理解がより深まり、この理解を前提にカンボジアでの研修に臨み、個別の案件の把握や現状に至る背景の整理ができたことから、非常に有益であった。

また、国内における講義の最終日に柴田副部長からの講義をいただいた。カンボジアにおける長期専門家としての経験を踏まえて、クメール・ルージュ裁判や現地での生活等具体的な内容についてお話を伺うことができ、また、講義を行う際にカンボジアにはない概念の説明には留意することなどの助言もいただくことができ、大変参考になった。

3 国外における研修

ア カンボジア長期専門家との意見交換

カンボジアに JICA 長期専門家として派遣されている検事、弁護士らからカンボジアにおける法整備支援の現状について説明をいただくとともに、意見交換を行った。

日本以外の法整備支援に携わる国は、法整備支援について、法制度を作成するところまでしか行わないが、日本は法制度の導入後、法制度を運用するための人材育成まで行うということであり、他の国も参加した会議の場で特に日本の貢献について触れられたとの話も伺うことができた。このような日本独自の取り組みについて実際に担当する長期専門家から話を伺うことができ貴重な経験であった。

イ カンボジアにおける WG 見学

カンボジアにおいて、司法省（以下「MOJ」という。）の職員、王立司法学院（以下「RAJP」という。）の教官候補生（現役若手裁判官及び検察官）、弁護士会及び王立法律経済大学（以下「RULE」という。）の大学教員に対して、カンボジアにおける民法、民訴法その他民事関連法の適切な運用のため、条文や制度の背景にある趣旨を理解するとともに、法解釈論についても議論し、また、将来にわたり人材の再生産や法律の普及のための活動を行うことができるような中核人材を育成するための各組織ごとのワーキンググループ（以下「WG」という。）を実施しているところ、各組織ごとの WG の見学を行った。

実際の WG においては、1 回の WG について 1 時間半程度、長期専門家の作成したレジュメについて WG 内のグループで個別に行った研究について発表し、検討が足りない部分があれば、長期専門家から講義を行うという日本における大学のゼミのような形式で WG 参加者の育成を行い、2014 年には WG の結果をまとめて発表する予定とのことであった。しかしながら、見学を行った WG においては、部分的に検討は行われたものの、日本からの研修員の来訪ということもあり、日本からの研修員への WG 参加者からの質問がほとんどであった。

WG 参加者の意欲は高く、日本における制度についての知識を少しでも吸収しようという思いが強く感じられた。質問に対する日本側研修員の回答に対しても積極的な更問がされ、非常に活発な意見交換の場となった。

ウ ECCC 訪問

ポル・ポト政権支配下における犯罪に対して、最高幹部と重要責任者を裁くための特別法定（カンボジア特別法廷。以下「ECCC」という。）を訪問した。当初予定では、裁判傍聴の機会がなか

ったことから、法廷等の施設見学だけの予定であったが、最高審裁判官、共同捜査判事、協同検察官及び事務局長との意見交換を行う機会をいただくことができた。

国際司法においても重要な地位を占める ECCC の構成員と直接意見交換を行うことができ、ECCC の運営において苦慮する点等を伺うことができたことは大変貴重な経験であった。

エ CALE 訪問及び講義

RULE 内のカンボジアの学生に対して日本語により日本法を教育する日本法教育研究センター（CALE）への訪問及び日本側研修員による CALE の学生への講義を行った。

カンボジアの学生に対して日本語で日本の刑事裁判制度及び民事基本法制等の法制度について説明するものであり、内容によって（特に自分が担当した法務省の説明について）は説明を行うことに苦慮する部分や改善を要する点も見られたが、学生の日本の法制度への積極的な関心もあり、講義による日本の法制度の紹介は一定程度達成されたものと思われる。

オ 裁判傍聴

カンボジアにおける刑事事件の裁判について傍聴するとともに、上記アにおいて述べた RAJPWG のメンバーである検察官からカンボジアの刑事裁判について意見交換を行った。

カンボジアの刑事裁判においては、日本と異なり被疑者不在による裁判も行われる等国による制度の違いから来る点を目の当たりにし、非常に興味深い経験であった。また、その点について現役の検察官から説明を受けることもでき、有益であった。

カ JICA 事務所表敬訪問

法整備支援事業自体は、独立行政法人国際協力機構（以下「JICA」という。）による技術支援の一環として行われているものであり、JICA 事務所

に対して研修結果の報告とともに表敬を行ったものである。

JICA の担当者から法整備支援に留まらないカンボジアの実情や問題点を伺う事ができ、研修で得た経験をより深くかつ確かなものとする事ができた。

第3 カンボジアにおける法制度整備の経緯及び法 ・司法セクターの課題

1 概要

カンボジアにおける法制度整備分野における協力を報告する前提として、現在に至るまでの法制度整備の経緯及び法・司法セクターの課題として掲げられている事項のうち、研修中に強く見られた部分について報告したい。

2 カンボジアにおける法制度整備の経緯

フランス植民地時代から独立後、1975年まで、フランス法の強い影響を受ける状況にあり、民事分野の基本法は完備されている状況にあった。

しかし、ポル・ポト政権時代（1975年～1979年）には、法律、裁判制度及びそれらを支える社会基盤の廃止や機能が停止するとともに、知識人階級の迫害により、法律実務家については徹底的に殺害され、ポル・ポト政権が終了したときには、7人とも8人とも言われる人数のみが生存している状況であった。

その後、1979年から1991年までは内戦状態にあり、1991年から1993年までは国連カンボジア暫定統治機構（UNTAC）統治下においては、法制度整備は外国に丸投げの状態であったことから、1993年以降、完全な自由市場経済化が実現した後に法の不存在の状況が顕在化し、外国から投資を受ける素地としての法律・制度の必要性が求められることとなった。

3 カンボジアの法・司法セクターの課題

カンボジアにおける法・司法セクターの課題とし

ては、内戦状態以降の司法の真空状態の発生により、基本法の整備の必要及び法を運用する人材の育成が急務であり、市場経済化・経済発展に伴う法制度整備の必要にも直面している。

これらの課題に対応するために、法制度整備、裁判官・検察官養成及び弁護士会強化を行っていたものである。

第4 現時点におけるカンボジアにおける法制度整備分野における協力について

上記3で述べた過程を経て、現在における法整備支援としては、民法、民事訴訟法及び関連法令の定着のための人材育成に焦点を当て、カンボジアの司法関係者及び行政機関職員が民法、民事訴訟法及び関連法令を適切に解釈、運用するとともに、将来自立的、持続的に現行法の運用及び新法の起草を行うことを可能とすることを目標として、WGにより人材の育成を行うこととしている。

第5 研修における所感

1 相手方の状況に応じた情報を提供することの難しさ

上記第2・3エのとおり、名古屋大学の日本法教育研究センターの日本語講座を履修する学生に対して、民事基本法制について講義をする機会をいただいた。自分の担当は、法務省の業務内容についての説明であったが、保護及び人権擁護についてはカンボジアにそもそも存在しない制度であり、また、せっかくの機会と考え情報量の多い資料を配付したこともあり、結果的に学生側がついてこれないという状況になってしまったことから、大変に改善点の多い講義となってしまった。

このことから得られた経験としては、こちらが望むものをそのまま提供するのではなく、相手方の状況に応じた情報を提供することが重要であるということであった。良かれと思いきり過剰な情報やこちらが

一方的に必要と考える情報の提供を行っても、十分な効果を上げることは困難であり、望ましい結果には至らないものと思われる。

カンボジアにおいて登記制度の導入について伺った事は先に述べたが、カンボジアの民法上、抵当権の設定には、当事者の契約書だけでなく、公証人の認証が必要とされている。しかしながら、現時点においてもカンボジアに公証人は3人しかおらず、現在育成を行っているところである。抵当権の設定についてはフランス法からの制度の引用であるとのことであり、民法の施行時においてはカンボジアでも公証人が多数任命されているとの想定で制定されたものと思われ、本来の法体系からあるべきものであったとしても、公証人が制定当時存在しないカンボジアの状況からすれば、結果的には、そのまま制度を導入することは困難となる状況であった。そこで、このような状況では制度の施行に問題が生じるどころ、民法適用法により、公証人だけでなく村長等による認証も認められるとの修正を行っている。

このように、相手方の現状に鑑みて、制度の調整を行い、対応の可能な制度を提供することが、支援を受ける国において重要であると思われた。

2 人を育てることの重要性

法制度の導入の支援を行ったとしても、それだけでは支援国においては十分ではなく、導入された法制度を活用できる人材の育成を行うことが必要であると感じられた。この人材の育成というものについては、どの程度どのような内容をどこまで行うか等のゴールの設定は難しいものと思われるが、支援国においては必要不可欠であると感じられた。

これは、カンボジアにおいて生じている貧富の差の解消にも結果的にはつながるのではないかと個人的には考えている。貧富の差は知識の差も一部原因があるものと思われ、これは現地のガイドと会話した際にも、現在のカンボジアには多くの社会的な問題があることは認識しつつ、それを解消するために

どうしたらいいかわからないとの発言があったことから強く感じられた。すなわち、カンボジアにおいては、例えば法律を解釈・運用することができる知識・能力があれば高い収入を得る機会がある職に就くための方法の一つとなるが、その法律を解釈・運用する知識は富裕層しか得ることができないのが現状であり、このままでは貧富の差の解消は進まない。貧富の差の解消のためには、少しでも多くの人材をカンボジアで育成し、その人材から知識を広め、まず知識の差を埋める機会を広く設けることが必要ではないかと個人的には感じられた。

第6 おわりに

これまで、業務として外国に接点を持つことはほぼなかったことから、見識を広げる意味でも今回の研修は貴重な経験であった。特に、カンボジアはなんとも説明しがたいが、「まだまだ伸びる」という勢いが街の端々から感じられた。それは道路を埋め尽くして勢いよく流れるバイクや車、市場に溢れる人の声、関心があれば躊躇せずに発言する各WGの参加者からのものであったと思われるが、停滞という空気を感じさせないものであった。

その一方で貧富の差は国の成長が進むにつれて大きくなっており、行政や司法に対する国民からの信頼も日本のように高くない状況にあるということも伺った。

そのような成長及び成長とともに生じた問題を解消するための一助として、法整備支援活動は有益となるということも感じられ、これらを合わせて非常に貴重な経験をさせていただいた。

この研修で得た知識や経験は、今後の業務においても積極的に活用していきたい。

最後に、本研修においては、野口部長及び柴田副部長を始めとする国際協力部の皆様、特に研修の引率をしていただいた辻教官及び石原主任国際協力専門官には、国内及び現地における研修活動のみなら

ず滞在国での生活を含めて大変お世話になったところ、この場をお借りして厚く御礼を申し上げたい。また、現地において業務に追われる中研修員のためにWG見学等の御対応をいただいた松原長期専門家を始めとする JICA プロジェクト事務所の皆様にも厚く御礼を申し上げたい。加えて、ECCC、各 WG において研修生を暖かく迎えていただいた現地の皆様に感謝を申し上げるとともに今後の御活躍をお祈りしたい。そして、業務多忙の中、2週間もの間当職を研修に送り出していただいた法務省民事局の皆様に対して御礼を申し上げて、報告書を締めくくることとしたい。

平成 25 年度国際協力人材育成研修に参加して

横浜地方検察庁検事 澁谷 亮

第 1 はじめに

このたび、平成 25 年 11 月 18 日から同月 29 日までの約 2 週間、法務総合研究所国際協力部による「平成 25 年度国際協力人材育成研修」に参加させていただき、カンボジア王国において法整備支援の現場を見聞することができた。

大変充実した研修であったが、この研修の成果の一部として、その概要を報告するとともに、法整備支援の現場を垣間見た感想を述べることにしたい。

第 2 研修の目的等

この研修は、我が国の法整備支援活動に携わる人材を育成するため、国際協力部での講義に加え、支援対象国における支援活動の現場を直接見聞することにより、同活動をより具体的な形で理解させ、同活動に必要な知識・技術を習得することを目的として実施されたもので、今年度で 5 回目となる。

この研修への参加が決まった際、私は、職場の同僚らにそのことを話したが、その反応は、「カンボジア？検事が何しに行くの？」「国際協力部？アジ研（国際連合研修協力部）と何が違うの？」「民法と民事訴訟法？日本法でさえ知識が錆び付いて怪しいレベルなのに、カンボジアの民法と民訴法なんて分かるの？」などなど、私の研修行きを訝しむものが大半であった。

私が、「大阪にある国際協力部の法整備支援の研修です」と説明しても、「法整備支援」という言葉をそもそも知らないか、この単語を数回耳にしたことがある程度の反応しかなく、残念ながら、検察の最前線ともいえる職場で働く職員の間では、「法整備支援」「国際協力部」の知名度ないし理解は、かなり低かった。

かくいう私も、「法整備支援」を詳しく勉強したことはなく、我が国が、発展途上国に検事を派遣し、

民法などの起草支援や法曹の人材育成等を行っていることを知ってはいたが、心の中では、「なぜ、我が国の税金や人的資源を使ってまで、外国（支援対象国）の法制度の整備支援をするのだろうか？」という素朴な疑問を抱いていた。

第 3 なぜ法整備支援をするのか？

1 考え方

この研修では、まず、国際協力部の教官らから、法整備支援の理念、実情等についての講義をいただいた。

国際協力部には、この時、私と同期の検事が教官として 3 名在籍しており、同期の仲間との再会を嬉しく思うとともに、彼らからは、後述するように、国際協力部における苦労や充実感、特に、英語を勉強し直してそのスキルの向上に努力するようになった話などを聞くことができた。

また、「なぜ法整備支援をするのか？」（すなわち、法整備支援の意義）についても、教官らから各人各様の考え方をうかがうことができ、大変興味深かった。

法整備支援の意義について、多少固く表現すれば、法整備支援により、支援対象国は、法の支配・経済発展の基盤を確立することができ、さらに、ASEAN や WTO などの国際機関への加盟条件をクリアすることができる。他方、我が国も、国際社会におけるプレゼンスを向上させ、支援対象国との良好な関係を構築・維持できるし、直接的には、日本企業の投資先・市場としての条件・環境整備といった経済界のニーズにも応えられる。

講義を拝聴し、参考文献を読むなどして咀嚼したところでは、「なぜ法整備支援をやるのか」についての背景的な考え方が 2 つあり、一つは、「自国の国民の利益のため」に他国の法整備支援をするという考え方、もう一つは、国際貢献は我が国の当然の責務であり、支援対象国を支援し、協力することが、

ひいては我が国の利益になるといった考え方があるようである。

もとより、この両者は互いを排斥し合う関係にはなく、法整備支援による自国の利益をどこまで重視するかの違いのようにも感じられ、呼称の適否の問題を置けば、前者が「肉食系」、後者が「草食系」の考え方のようである。

確かに、我が国の行う法整備支援に国の公的資金（税金）や人的資源を投入している側面を強調すれば、前者の考え方がシンプルで分かりやすい。

しかし、「法律家」は、目の前に困っている人がいたら手を差し伸べて助けるのが本来のルーツであり、途上国の人々が法律分野で支援を求めているのであれば、それを支援するのは当然である。また、我が国の司法制度自体、西洋諸国の法律家による援助を受け、徹底的にその知恵を吸収し、フランスに導かれ、ドイツに学んでほぼ同一化し、アメリカの影響を受けて日本独自の法制度が完成し、その恩恵を受けているのであって、我々がその恩恵を受けるだけで良いはずはない。さらに、我が国は、敗戦直後に世界銀行や国際社会からの支援や融資を受けて目覚ましい復興を遂げたという歴史的経緯がある。この3点を前提とすれば、日本の法律家が、法分野の国際協力に手を差し伸べない理由はなく、むしろ、「なぜ法整備支援をするのかと何ゆえに問うのか」という説明（山下輝年「法整備支援がもたらすもの」法律時報 82 卷 1 号 22 頁（2010 年））も非常に納得感があった。

そもそも、我が国の法整備支援は、民法などの基本法を整備し、法曹や司法関係者を育成し、法の支配を確立するというものであり、短期的に成果が発現することは困難で、かつ、その成果の実態も見えにくい。さらに、相手国のニーズを適切に踏まえたものでなければその効果も上がらない。そうすると、我が国の法整備支援においては、何よりも、支援対象国の立場・ニーズに最大限配慮した支援が肝要で

あり、そのような支援こそが、我が国に利益をもたらす結果となる。法整備支援の関係者には、そのような献身的な姿勢・精神が必要不可欠と思われた。

2 敢えて、「なぜ法整備支援をするのか」と質問してみた

カンボジアに到着後、現地で長期専門家として職務している松原禎夫さん（検事）、高木博巳さん（裁判官出身）、嶋貫賢男さん（弁護士）らにお会いすることができたことから、敢えて、法整備支援の意義についてどのように考えているのかを尋ねてみた。

松原さんらは、「日本の企業のビジネスの基盤整備など、法整備支援において、日本の国益をどのように捉えるか、日本の税金を使ってこの事業をやっている以上、この事業を通じて、日本にもメリットがあるということをアピールする必要があることは意識している。」、「しかし、現地での日々の業務では、そのようなことを考えて仕事をしているわけではない。何よりも、『この国をよくしたい。この国のためになることをしてあげたい。伝えられることを伝えたい。』という気持ちを持って取り組んでいて、そのような気持ちこそが大切だと考えている。」旨を説明してくれた。

これまで、この研修（第1回から第4回）に参加した研修員の報告にも、法整備支援の現場を見聞し、感銘を受けた言葉として、「日本の国益云々ということとは少し離れて、もっと純粹に、これまで日本が国際社会から受けてきた恩を返すような気持ちで仕事をしている」、「日本が行う法整備支援は、日本が国際社会の中で払うべき参加料の一つ、義務のようなものであり、国際社会の一員である日本にとって、当然すべき国際社会への貢献の一つである」といった長期専門家らの言葉が引用されていた。

法整備支援に携わる人々は、その活動が日本の直接的な利益になるか否か、という観点に必ずしもとらわれることなく、相手国の利益を尊重し、相手国

の実情に沿った支援を懸命に模索し、そのような活動を続けることにより、最終的にはそれが日本の利益になると考えて仕事をしているのだろう。

カンボジアにおいて、長期専門家らの仕事を耳にし、その言動に接するたびに、彼らが、この国とこの国の人々を本気で好きで、この国のためになりたいという純粋な気持ちで職務に従事していることを感じた。

第4 法整備支援の現状

1 素朴な疑問

ところで、この研修の前、「法整備支援」について、私が抱いていた素朴な疑問がもう一つあり、それは、法整備支援と国家主権との関係についての疑問だった。

法律、ひいては、その国の根幹をなす民法などの基本法は、国家権力と密接不可分であり、その法案を外国（日本）の法律家が起草支援したり、その法律の解釈・適用に強い影響力を与えたり、その国の法曹を日本法的発想に基づいて指導育成するなどというのは、「技術援助」と称しても、やり方を間違えれば、国家の主権を侵害しかねないのではないかと、という疑問である。

日本から約 4000 キロ以上離れたカンボジア王国に、日本の民法、民訴法に似通った法律が「カンボジア民法」、「カンボジア民事訴訟法」という名称で、クメール語（カンボジア語）の法典として存在することが、この国の負担になっているようなことはないのだろうか、という思いもあった。

しかし、後記のとおり、それは杞憂であり、愚問であった。

2 法律家の人材育成

カンボジアでは、日本の全面的な支援により、カンボジア民法、民訴法が成立し、施行されたが、日本法にそっくりな法律を起草支援しただけではそれは根付かない。

法律の内容を理解し、適正に運用する法律家がいなければ、その法律は全く機能しない。そのため、カンボジアにおける法整備支援は、法律の起草支援だけでなく、現在は、法律家の人材育成に主眼が置かれている。

もとより、言葉や文化、社会風土や社会体制などが日本とは異なる相手国のニーズを適切に捉え、それに応えつつ、現地に根付いた法制度の運用が図られることが理想であり、そのためには、日本法の理念の伝授だけでなく、相手国の実情をよく知った上で、その国にとって適切な運用が出来るような形で人材育成を行っていく必要がある。

また、この国は、ポル・ポト派によって、人的・物的に壊滅的な破壊が行われ、大量虐殺を逃れて生き残った法律家は 10 人以下であったという不幸な歴史を抱えている。こういったことを考えると、カンボジアにおける法律家の人材育成は、法典の起草支援以上に困難で、息の長い作業となる。

この研修では、松原専門家ら、カンボジアの長期専門家が主宰し、カンボジアの裁判官、検事、弁護士、司法省の官僚らが参加する複数のワーキンググループに参加させてもらい、カンボジアにおける法律家の人材育成の現場を見聞することができた。

そこで強く感じたことは、日本の法律家として、現地において理念を伝授する立場にある長期専門家は、極力、「上から目線」により、日本法的な考え方（日本の判例・学説）を押しついたり、一方的にその知識を伝授することのないように、相当な配慮がされているということであった。

ワーキンググループに参加するカンボジアの若い法曹・司法関係者らのレベル、問題意識を踏まえつつ、彼らが、自らの力で問題を解決することができるよう、仮に、将来、日本の支援がなくなったとしても、カンボジア民法等の適正な運用が自律的に図られるように配慮して、懇切丁寧な運営がされていた。

我が国の法整備支援のセールスポイントは、決して押し付けではなく、相手国の主体性を尊重し、重視することがその特色として挙げられており、支援対象国から高い評価を得ているという。

現地でのワーキング・グループを見聞し、カンボジアにおける長期専門家らの地道で粘り強い人材育成活動に接し、その理由がよく分かった。

3 日本法を学び、研究する人たち

この研修において、王立法律経済大学（RULE）日本法教育研究センターを訪問した際、カンボジアの若い大学生 10 数名と接することができた。

驚いたことに、彼らは、日本語を流ちょうに使いこなすだけでなく、日本法を学んでいるという。彼らを前にして、日本の刑事裁判の仕組みなどを講義したが、真剣に学び取ろうとしている姿に、少なからぬ感動を覚えた。

また、この研修で、カンボジア司法省のあるスタッフと会話をしたところ、驚くほど、日本の民法をよく知っていた。

その理由を聞くと、彼は、将来、カンボジア民法の研究者を目指しているが、カンボジアは日本の民法を取り入れたことから、まずは、日本民法の学説、判例を学び、吸収し、それを元にカンボジア民法の研究をする志で、この何年間も日本民法を独力で勉強しているという。

思えば、明治維新以降、日本の研究者らは、英語、ドイツ語、フランス語を学び、西洋諸国の外国法に関する文献を読みあさって勉強し、日本のものより少しでも優れた外国の法制度・法理論を研究し、自国の法制度を少しでもよくしたいと考えて研究を続けてきた。そして、ここカンボジア王国では、日本の民法が取り入れられ、法の研究者を志す者、あるいは法学部の若い大学生が、日本語を学び、日本民法やその判例を学び、研究しているという。

日本民法をモデルにカンボジア民法が作られた以上、カンボジア民法を研究しようとするれば、まず母

法である日本民法を学ぶというのは当然なのだが、私にとっては、遠いカンボジアの地で、日本の法学部の学生を凌駕するように真剣に日本民法を学び、それを習得しつつあるカンボジア人と接したことは、感動ですらあった。

民事訴訟法の大家であり、法整備支援にも尽力された三ヶ月章先生は、ICD NEWS 第3号（平成14年5月）の巻頭言で、「目をアジアの他の諸国に向けるならば、極めて不幸な歴史を担ってきたアジア諸国がその桎梏を脱して、明治維新当時の日本の状況を彷彿とさせるような急速な法整備の課題に直面して、範をわが日本に求めるようになりつつある」、「アジア諸国に先立って、全く独力で、フランス法・ドイツ法・英米法、という世界の三大潮流を自らの栄養として取り込んだ日本の法律制度と法学は、かくて、漸く外に向かって自らの体験を語りかけるべき時を迎えた」と記された。

この研修で、私が接したカンボジアの法律家、司法省関係者、大学生らは、ひたむきに、日本法の考え方を吸収し、それを自国の法制度・運用に繋げようとしていた。その姿を見ると、この中から、日本の民法の父である梅謙次郎、我妻栄に匹敵するような傑物が現れ、今後、カンボジアに独自の法文化が根付くことを祈らずにはいられなかった。

第5 研修を終えて

百聞は一見にしかず、とはよく言ったもので、今回、この研修に参加し、カンボジアでの法整備支援の現場を見聞することにより、その意義、実情をよく理解できたと思っている。

法整備支援の意義として、「相手と自分のためになります。相手国と日本のためになります」との説明が、研修前はよく分からなかったが、今ではその言葉の意味がよく分かる。

研修を終え、検察の日常業務に復帰したが、周囲には、この研修の成果の一つとして、私が感じた法

整備支援の意義などを、可能な限り周知したい。

最後に、我々研修員を温かく迎え入れ、楽しく充実した研修になるように意を尽くしてくれた辻保彦教官と石原温美主任国際協力専門官に、改めて御礼を申し上げたい。

国際協力人材育成研修を終えて

名古屋地方検察庁検事 二子石 亮

第1 はじめに

私は、平成25年11月18日から平成25年11月29日まで、法務総合研究所国際協力部が実施する国際協力人材育成研修に参加する機会を得た。この研修は、法制度整備支援活動（以下「法整備支援」という。）に携わる人材を育成するために、研修員に対し、その活動の現場を直接に見聞させるなどして、法整備支援に必要な知識及び技術を習得させることを目的として実施されるものである。

以下では、今回の研修の概要と研修を通じて私が感じたことについて報告させていただく。なお、私自身、カンボジアの法制度等については、全くの不案内であり、今回の研修を通じて教官等の方々からの御教示いただいた内容を私が理解できた範囲で述べるものであり、知識の不正確さについては御容赦願いたい。

第2 研修の概要

研修1日目と2日目は、大阪中之島合同庁舎にある法務総合研究所国際協力部において、国際協力部の教官の方々による国際協力部での仕事や日本の法整備支援活動についての講義を受講した。講義では、国際協力部での具体的な業務内容、法整備支援の目的や日本の法整備支援の特徴、法整備支援の具体的内容をお話いただいた。また、今回の海外研修場所であったカンボジアのほか、ベトナム、ラオス、ネパールなどの法整備支援の対象国ごとに具体的な法整備支援の内容やその課題についてもお話いただいた。「法整備支援」との言葉自体は聞いたことがあったものの、その具体的な中身についてはほとんど無知に等しかった私にとって、講義は、その後の海外研修に臨むにあたって必要な法整備支援の基本的な知識を理解するうえで非常に有益なものであった。

その後、5日間にわたるカンボジアでの海外研修においては、日本から派遣された長期専門家と呼ばれる法律家がカンボジアの法律家を養成するために実施している勉強会（以下「ワーキンググループ」という。）を直接に見聞させてもらったほか、長期専門家との意見交換会を設けていただき、長期専門家からカンボジアの法整備支援の現状についてお話を聞かせていただいた。ここで、カンボジアの法整備支援の現状を簡単に説明すると、現在、カンボジアでは、日本が起草を支援した民法、民事訴訟法の普及、定着、適正な運用を図るために、司法関係者の能力強化などの人材育成の支援を目的として、日本から派遣された長期専門家と呼ばれる法律家が中心となって、4つの対象機関ごとに毎週1回、民法と民事訴訟法に関する勉強会が実施されている。4つの対象機関とは、王立司法学院、カンボジア弁護士会、王立法律経済大学、司法省（日本の法務省に該当するもの）の4つである。王立司法学院は傘下に裁判官検察官養成校（カンボジアでは法曹一元制度は採用されておらず、裁判官と検察官になる者はこの養成校に通う）があり、実際にはこの養成校の教官や教官候補生を対象として勉強会が実施されている。

こうした勉強会の見聞等のほか、海外研修では、カンボジア特別法廷（ECCC）を訪問し、これに携わる共同検察官、共同捜査判事、公判前裁判部判事、最高審裁判部判事らとの意見交換を行った。ECCCは、1975年から1979年のカンボジアで政権を握ったポル・ポト率いるカンボジア共産党（クメール・ルージュ）が、大量虐殺等を行ったことに関し、その上級指導者・責任者を裁くことを目的として設立された裁判所であり、カンボジア政府のみならず国連もその運営に関与していることに特徴がある。現在、5人の被告人が起訴され、うち1名（第1ケース）の有罪判決が確定した。その他の4名（第2ケース）については、1名は認知症のため裁判が停止

し、1名は公判中に死亡し、2名について審理が進行中という状況である。なお、ECCCの最高審判事については、法務総合研究所国際協力部の野口元郎部長が2006年から2012年まで務められている。

そのほか、海外研修では、プノンペン地方裁判所の刑事裁判を傍聴したほか（カンボジアでは日本と異なり被告人が欠席しても審理が進められることについては驚かされた）、王立法律経済大学内に名古屋大学によって設立された教育施設である名古屋大学日本法教育研究センターにおいて、同センターの学生に日本の検事の役割について（日本語で）講義を行った。

海外研修から帰国した後は、引き続き国内研修があり、その中では、ECCCの前最高審判事である法務総合研究所国際協力部の野口元郎部長から、当時の貴重な経験についてお話をうかがうことができた。

第3 所感

以下では、本研修のうち、私が特に印象に残ったワーキンググループの見聞とECCCにおける意見交換会について感じたことを述べることにしたい。

1 ワーキンググループの見聞について

「法整備支援」という言葉は知っていたものの、その中身についてはほとんど知識に乏しかった私にとって、ワーキンググループを直接に見聞させていただいたことは、日本の法整備支援の活動実態を知る非常に良い機会となった。私は、弁護士会のワーキンググループを傍聴させていただいたものであるが、この日は、カンボジアの10人弱の弁護士が参加して、日本の弁護士出身の長期専門家の下、債権譲渡についての議論がされた。まずは、事前に割り当てをされていたワーキンググループのメンバーの弁護士から債権譲渡に関する条項が意味するところについて具体例とともにプレゼンスタイルで説明がされ、それについて他のメンバーから質問や意見が出され、これを他のメンバーも含めて議論を行い、

こうした議論が膠着してしまうような場面では、長期専門家から適切な法的助言がされ、議論が前に進められた。勉強会で使用される言語は母国語であるクメール語と英語であり、ワーキンググループのメンバーは母国語であるクメール語を使用することから、長期専門家は、通訳人により英語に通訳された内容によってメンバーの意見を理解し、それに対して、英語により法的助言を行い、これが通訳人によりクメール語に通訳されて、ワーキンググループのメンバーに伝えられる。もっとも、言語の違い（更には文化の違い）から意思疎通がうまく行かないように見える場面もあり、それによってワーキンググループの進行が通常より時間がかかるものになっているように思われた。

また、日本では信じられないことであるが、カンボジアにおいては、法解釈を示した教科書やコンメンタールのような法解説書は極めて不足した状態にある。日本の支援により起草された民法、民訴法について言えば、ワーキンググループのメンバーの手元にあるのは条文とその趣旨の概要が記された解説書のみである。当然のことながら、それらの条文の解釈の指針の拠り所の一つである先例としての裁判例も乏しい。さらに、カンボジアでは、先に触れたクメール・ルージュ政権による大量虐殺等の中で、当時の知識人はほとんど殺されてしまい、残った法律家は10人にも満たなかったとされ、ワーキンググループに参加する弁護士メンバーも若手を中心となっている（そうは言っても、彼らはいずれも第一線で活躍されている弁護士である）。

こうした人的にも物的にもまだまだ十分とはいえない環境の下でワーキンググループは実施されていることもあって、そこでの議論の内容は、ある条項の法解釈について既に諸説が存在することを所与の前提として、そのいずれの見解がより妥当性を有するかについて法的な議論を深めていくというよりも、まずは法解釈の基本的な前提となる各条項の趣旨を

正確に理解していくことが議論の中心となっている。たとえば、カンボジアの民法は日本の支援により起草されたことから、債権譲渡に関する条項は、日本の民法とおおむね同じ内容であるが、この日のワーキンググループでは、指名債権譲渡の対抗要件である譲渡人の債務者への通知、又は債務者の譲渡人あるいは譲受人への承諾に関する条項について、債務者が譲渡人あるいは譲受人に承諾するに当たっては、事前にその譲渡を知るために譲渡人が債務者に通知することとなるはずであるため、かかる要件の意味はないのではないかという質問がされたり、指名債権とそれ以外の債権の違いがよくわからないという質問がされていた。

これに加え、ワーキンググループでは、カンボジアにおいて新しく起草された法が予定する制度そのものが整備されていないという問題も指摘されていた。たとえば、カンボジア民法でも、指名債権譲渡の対抗要件については、通知又は承諾は、確定日付ある証書によってしなければ、債務者以外の第三者に対抗することができないとされているが、カンボジアではそもそも郵便制度が発達しておらず、確定日付を取得するための制度が整備されていないために、ワーキンググループでは、確定日付をどうやって取得すればよいのかなどといった意見が出されていた。実際にも、ワーキンググループに参加した弁護士メンバーはまだ確定日付を取得した経験のある者は誰もいなかった。こうした制度の不備の問題は、法律の解釈だけでは解決することが難しい問題である。

こうしたワーキンググループでの議論等を目の当たりにして、法整備支援の重要性和困難性について非常に考えさせられた。私は「法整備支援」という言葉を最初に聞いたときには、支援対象国の法を起草する支援が法整備支援の内容であり、法ができあがればそれで十分であるとばかり思っていた。確かに、海外研修前の国内研修での講義で、法整備支援

の内容は、法起草の支援のみならず、法を使いこなせる人材の育成や法の普及等も含まれるとの説明を受けたが、理屈としてはそのことについて分かるものの、なぜにこうした支援までわざわざする必要があるのかについては真に理解することはできなかった。しかし、法律ができただけで、その法が人々の社会生活を規律するルールとして直ちに機能するわけではないことをワーキンググループでの議論等を通じて実感させられたし（だからこそ、人材育成、法の普及に関する法整備支援が必要かつ重要となる）、カンボジアのように知識人もほとんどおらず、法律もほとんど機能していなかった国で新しく作った法律を国民の社会生活に広く根付かせ、浸透させていくことがいかに難しいことであるかということについても認識させられた。

すなわち、カンボジアは、経済発展はめざましいものがあるものの、十分な法整備がされていなかったことから、国民の社会生活を法によって規律するという素地が国民の間に乏しく、法が前提とする制度も十分に整備されていない。プノンペン市街は近代的な建物が建ち並び、高級車が道路を何台も走行するなど経済成長の高さがうかがわれるが、他方で、道路はバイクや車両が所狭しと無秩序に走行し、交通ルール一つとってみてもほとんどないような状況である。聞くところによれば、最近まで、カンボジアでは車の運転について運転免許の資格も要求されていなかったとのことである。したがって、こうした国で、新しく法を作ったからといって、それが直ちに機能するはずはない。実際、長期専門家との意見交換会においては、カンボジアでは、法が予定する運用とは異なる実態があるという話もあった。また、先に述べたようにカンボジアでは知識人のほとんどが殺されてしまったために、法の基本的な解釈・運用のあり方を熟知する司法関係者もほとんどいないため、新たな法を運用・普及するのに必要な人材にも乏しい状況である。

したがって、まさにこうした物的にも人的にも法整備の環境が整っていないカンボジアにとっては、我が国が行っているような法整備支援がカンボジアにおける法の支配の確立のために必要不可欠となる。そこで、現在は、日本から派遣された長期専門家らが、カンボジアの司法関係者を中心に、新しく起草された民法や民事訴訟法の基本的な解釈や運用のあり方について議論を重ねながらその考え方を伝えていき、彼らが今後自ら法の解釈や運用のあり方を考え、これを後継に伝えていける力を身につけられるように支援をしたり、国民の間にも新しい法の考え方が浸透するように普及活動に取り組んでいる。このような法整備支援は、国の統治のあり方や国民の社会生活に多大な影響を及ぼし得るものであり、重要な意義を有することは明らかであるが、先に述べたようなカンボジアの現状に鑑みれば、それが一朝一夕でできるものではなく、長い道程を一步一步根気よく進んでいかなければならないものであることもまた否定できない事実である。また、法整備支援の理想的な到達点は、カンボジア国民が、日本と同じように、自国の司法関係者によって必要な法を創造し、その適正な解釈・運用を行い、これに則って国民も社会生活を営むという法の支配が同国において確立されることであるが、我が国の限られた財源の中でこうした他国の法整備支援をどこまで続けるかということもまた難しい問題である。今回の海外研修を通じて、私は、こうしたことをいろいろと考えさせられたものである。

しかし、今述べたようなジレンマがありながらも、長期専門家を始めとする国際協力部の方々には、未来のカンボジアの姿に期待と希望を抱き、できる限りの法整備支援を行おうと考えてひたむきに仕事に取り組まれており、その姿を今回の研修を通じて目の当たりにし、本当に敬服させられた。

2 ECCCにおける意見交換会について

ECCCでの共同検察官、共同捜査判事、公判前裁

判部判事、最高審裁判部判事との意見交換会では、ECCCの現状について、その意義のみならず、課題についても、先方からお話を率直にうかがうことができた。課題としておっしゃられていたのは、時間と財政である。先に述べたとおり、第2ケースの被告人4人のうち、1名は死亡し、1名は認知症のため審理が停止している状況である。審理中の2名の被告人についても高齢であり、最終的な判決までこぎ着けられるかについて非常に関心を強く持たれていた。時間がかかる原因として、証人数が多いことや、国連側の判事も関与しているために複数の通訳が必要となることを指摘されていた。こうした時間の問題に対する対処として、現在、審理中の第2ケースについては、審理している事件を分離して、その一部について先に判決を言い渡す方向であるとのことであった。また、ECCCは、カンボジアと国連との共同の財政負担で運営されているところ、近時、財政の不足が大きな問題となっており、予算が大きくカットされているとのことであり、この点からもECCCをこのまま長期に維持していくことは難しい状況がうかがわれた。

ECCCについては、このような課題があるものの、カンボジアにおいて、国連も関与することによって国際的な基準によって判決が出されたことや、その審理過程が多くのカンボジア市民らに伝えられたことによる社会的影響については重要な意義があるとECCCの方々も口々におっしゃっていたところである。

こうした話をうかがい、ECCCについても大きな意味では法整備支援の一つととらえることができ、カンボジアにおける法の支配を根付かせる大きな一歩となっているのではないかと感じた。

なお、ECCCにおいても日本のような証人保護の措置がいくつか用意されているとのことであり、法廷とは別室で顔を隠して、声色を変えて証言させる措置があるとのことであった。そのほか、証人の居

住場所を変えたり、身上を変更することも場合によってはあるようであったが、ECCC の裁判ではそこまでの証人保護の措置がとられた事例はないとのことであった。

第4 終わりに

今回の研修は、約2週間と短期間ではあったが、非常に多くのことを学ばせていただいた。カンボジアの司法関係者に対し、日本から派遣された長期専門家を始めとする国際協力部の方々が人材育成等の法整備支援に尽力されているところであるが、他方で、カンボジア市民の話からは、いまだ汚職などが横行して多くの富が権力者及びその周辺に集中し、必ずしも法の支配がいまだ貫徹されていない現状があることがうかがわれ、実際、プノンペンの中心街を少し外れれば、貧しい人々が路上にあふれる光景を目の当たりにさせられ、現実と理想とのギャップを感じさせられる場面もあった。しかし、私が今回見聞させていただいたカンボジアの司法関係者の方々は、自分たちが今取りかかっている法整備に向けて必要な知識について少しでも多く吸収しようと、私たち研修員に対し、次々と日本における法制度について鋭い質問を投げかけており、その積極的な姿勢からは、自国の法制度を少しでも充実させ、現状を変えていきたいという真剣かつ情熱的な意欲がうかがえた。したがって、こうしたカンボジアの司法関係者らが、将来、カンボジア司法の中核で活躍することにより、カンボジアでの法の支配が裾野を広げ、少しずつカンボジア市民の社会生活に浸透していくのではないかと考えている。

本研修に当たっては、国際協力部の教官及び専門官、とりわけ私たち研修員を海外研修に引率いただいた辻教官及び石原専門官、並びに現地のプロジェクト事務所の長期専門家を始めとするスタッフの皆様には大変お世話になった。この場を借りて深く感謝を申し上げたい。

国際協力人材育成研修に参加して

秋田地方検察庁三席検事 石田 正範

第1 はじめに

私は、平成25年11月18日から同月29日までの間、法務総合研究所国際協力部（以下「国際協力部」という。）が主催した、開発途上国に対する法整備支援活動（以下「法整備支援」という。）に携わる人材の育成を目的とする国際協力人材育成研修（以下「本研修」という。）に参加した。

私は、法整備支援については、過去の研修で国際協力部元教官から講義を受けたり、研究誌に掲載されていた紹介記事を読んだりしていたことなどから、その概要は一応理解していたつもりであったが、本研修に参加し、国内研修において国際協力部教官らから法整備支援に関する講義を集中的に受けたり、国外研修においてカンボジアを訪問し、法整備支援の現場を直接見聞きできたりしたことで、法整備支援への理解は格段に深まったと思われる。

以下、本研修に参加した感想等を報告する。

第2 国内研修

1 国外研修前の国内研修

国内研修においては、国外研修に先立ち、国際協力部教官から、法務省による法整備支援の概要、カンボジア、ベトナム、東ティモール、ラオス、中国、ミャンマー、ネパール、インドネシア等の各国における法整備支援の概要について講義を受け、さらには、国際協力専門官から、同専門官の業務について講義を受けた。

これらの講義により、法整備支援も政府開発援助（ODA）の一環として位置付けられていること、その多くは独立行政法人国際協力機構（JICA）による「技術支援」プロジェクトとして行われていること、法整備支援の対象国に移り変わりがあり、その状況には対象国ごとに大きく差異があること、カンボジアにおいては、法律の起草、改正に対する支援にと

どまらず、今後法制度が適切に運用、執行されるための基盤整備、法曹の人材育成等についてまで支援を行っていることなどについて、理解を深めることができた。

とりわけ、法整備支援は対象国の文化、歴史、発展段階、国民性等を尊重して実施する必要があるため、目に見える形で成果を上げるまでには一定の時間を要さざるを得ないものの、一方で、国民の税金で行う以上、一定の成果を目に見える形で示す必要もあり、その両立は難しい問題であるとの国際協力部教官の指摘は、これまで私が考えたことのなかった視点であり、非常に興味深かった。

また、カンボジアの王立裁判官・検察官養成校では、卒業生が裁判官、検察官のいずれに就くかを抽選で決めているという話を聞き、日本では考えられないことであり非常に驚いたが、同時に、そのような方法を採用する理由、卒業生の不満の有無等について興味をひかれた。

このように、国外研修に先立つ国内研修では、現地を訪問する前に法整備支援に対する理解を深め、整理することができた上、カンボジアに対する興味も一層高められ、非常に有意義なものであった。

2 国外研修後の国内研修

国外研修後には、国際協力部において、野口元郎国際協力部長の講義を受けた。

野口部長は、カンボジア特別法廷最高審裁判部判事を始め、国際機関等の要職を歴任されており、同法廷、アジア開発銀行、国際刑事裁判所被害者信託基金等での職務内容など、通常の検察業務とは大きく異なる職務に従事されてきた状況をお聞きし、検事が従事する職務の幅の広さを実感した。

その中でも、野口国際協力部長は、カンボジア特別法廷の法廷の設計に関与され、また、国際刑事裁判所被害者信託基金の資金集めも同基金理事長である野口国際協力部長の職務にの一環であるとお話は、その職務の幅の広さという点で特に印象に残っ

た。

第3 国外研修

1 プロジェクト事務所長期専門家による説明

JICA のカンボジア法制度整備プロジェクト事務所において、同プロジェクトに従事する長期専門家として派遣されている松原禎夫専門家（検事）、高木博巳専門家（裁判官出身）、磯井美葉専門家（弁護士）及び嶋貫賢男専門家（弁護士）から、カンボジアにおける法整備支援の活動状況等についてご説明を受けるなどして、法整備支援の現場におけるご苦勞を、一部なりとも窺い知ることができた。

そのご説明の中では、カンボジアでは、公証人の認証に関して法律上規定されているものの、公証人は現時点で未だ3人しかいないため、公証人の認証に代えて慣習上行われている地元有力者による認証についても政令等で手当をする必要があるという話や、送達について法律上規定されているものの、郵便システムがほとんど機能していない地域も残っているため、法律上の規定がそのまま当てはめることはできないという話は、相手国特有の事情を法律上の規定やその運用にどのように反映させるかという法整備支援共通の問題の具体例として特に参考になった。

2 王立司法学院（RAJP）ワーキンググループ聴講

裁判官及び検察官を養成する王立裁判官・検察官養成校の上部組織である王立司法学院において、同校の教官候補生である裁判官、検察官によるワーキンググループの聴講をさせていただいた。

前記ワーキンググループは毎週1回開かれているということであり、今回は、高木専門家の指導の下、カンボジア民法における成年擬制の制度について検討がなされていたところ、日本の民法規定に類似する側面と、カンボジアの歴史、文化に起因するカンボジア特有の側面が混じり合って規定されていることが分かり、非常に興味深かった。

また、ワーキンググループ参加者と我々研修員との間で質疑応答の時間を取っていただき、その際、ワーキンググループ参加者は日本の検事の転勤制度について強く興味を持たれたようで、原則として2、3年ごとに勤務地を変える理由・必要性、転勤の決定権者、本人希望の反映状況等に関して、矢継ぎ早に質問がなされた。

それらの質問に対する答えを考える中で、私がこれまで当たり前のこととして受け止め、さほど深く考えることのなかったことも、国が異なれば当たり前ではないということや、日本の制度を説明するためには、その歴史的背景等も含めて本質を理解している必要があるということを改めて実感した。

さらに、文化、国民性等は国ごとに異なるため、その是非を論じるつもりは一切ないが、ワーキンググループ中にも参加者の携帯電話は頻繁に鳴り、時には、参加者の発言中に発言者の携帯電話が鳴り、そのまま電話に出て、その間隣の参加者が発言を引き継ぐという光景もあり、率直に言って多少驚いた。

3 カンボジア特別法廷（ECCC）訪問

カンボジア特別法廷では、まずその法廷を見学させていただいたが、元々は軍隊用の劇場であったという法廷は、想像していた以上に明るく、洗練された雰囲気、その傍聴席の多さも印象に残った。

また、カンボジア特別法廷では、最高審裁判部判事、公判前裁判部判事、捜査判事、検察官、事務局長代行らとお会いし、質疑等をする機会を与えていただいた。

私は、カンボジア特別法廷に関しては、本研修前には漠然とした知識しか持っていなかったが、国内研修での講義や今回の訪問等を通じて、同法廷がカンボジア政府と国際連合との協定に基づくカンボジアの裁判所の特別部という形態を採り、フランス法の影響を受けたカンボジアの国内法に準拠しつつも、同時に国際標準に則った裁判を目指しているため、やや特殊、複雑なシステムとなっていること、

その費用の大半は国際連合側が負担し、そのおよそ半分は日本が拠出していること、審理の長期化、被告人の高齢化、運営資金確保、カンボジア側と国際連合側の意見対立、訴追対象者の確定等の種々の問題を抱えつつも、関係者の努力により、第1ケースの判決確定、第2ケースの一部についての第一審結審にまで至っていることなどを知り、非常に勉強になった。

また、最高審裁判部判事等との質疑では、カンボジア特別法廷でも証人保護についても配慮がなされており、人定を特定されないようにするための工夫など種々の方策が取られているという話や、ポルポト派の元関係者が法廷でポルポト派の元幹部である被告人に不利な証言をした場合、現在も残存するポルポト派支持者から報復を受けるおそれよりも、ポルポト派の元関係者であることは通常隠して生活しているため、そのことを知った周辺住民らから報復を受けるということの方が高いという話もなされ、非常に興味深かった上、カンボジアの歴史の複雑さを改めて感じた。

さらに、本研修前には、国際社会が多額の費用を支出して30年以上前の出来事を裁判することの意義につき、十分理解し切れていないところがあったが、最高審裁判部判事等との質疑を通じて、カンボジア国民にとって、過去をきちんと清算して正義を取り戻すと共に、その運営等に従事するスタッフのトレーニング等を通じて、カンボジアの司法制度の水準を国際標準に近づけるという意味もあるのだということが理解できた。

それらに加えて、お会いできた国際判事及び国際検事の出身国は、ポーランド、スリランカ、オーストラリア、韓国、ベルギー等の国々であったが、世界的規模で職場を移り変えながら、国際的な刑事司法の場で活躍する方々から直接お話を聞いたことは大きな刺激になった。

4 王立法経大学 (RULE) 日本法教育センターにおける研修員講義

名古屋大学が王立法経大学内に設立した日本法教育研究センターにおいては、我々研修員で手分けをし、日本法を日本語で学ぶ学生に対して、日本における検事の役割、法務省の仕事等について講義をした。

私は、日本の制度等について外国人に講義するというのは、初めての経験であったが、日本の制度等をそれを知らない外国人に上手く伝えるためには、こちらがその制度の本質を理解した上で、その本質を損なわない限りで内容を単純化して伝えることが必要だと感じた。

また、講義に参加していただいた学生は3年生と4年生ということであったが、その日本語能力は私が事前に想像していた以上に高く、また、質問内容も、例えば、日本では最高裁長官を（裁判所内部ではなく）内閣が指名する制度としているのはなぜかといったレベルの高い質問がなされて驚くとともに、若い学生の向学心の高さがひしひしと伝わってきて、刺激を受けた。

5 司法省 (MOJ) ワーキンググループ見学

司法省職員（裁判官を含む）によるワーキンググループも毎週1回開かれているとのことであるが、今回は、我々研修員が傍聴に来ているとのことで、ワーキンググループ参加者と研修生との間で質疑応答が行われた。

ワーキンググループ参加者からは、日本の保全手続等についてやや細かい点の質問がなされ、研修員のうちの本條局付が回答されていたが、ちょっとした行き違いから質問と回答が上手くかみ合わないところもあり、通訳を介して法制度に関するやや複雑な事柄についてやりとりをすることの難しさを感じた。

また、ワーキンググループ参加者から、カンボジアでは、新たに制定された法律を普及させるために、

書籍を関係機関に配布したり、一般の国民がなじみやすいテーマでセミナーを開いたり、内容的に短い広告を作るなど、種々の努力がなされていることなどを聞き、興味深かった。

6 裁判傍聴

プノンペン第一審裁判所において、店従業員による商品窃盗、カジノ従業員によるチップ窃盗、繁華街での集団喧嘩等の刑事裁判を傍聴した。

王立司法学院のワーキンググループに参加していた裁判官による裁判であり、心理的に親しみが持てた上、現在 JICA プロジェクトスタッフとして勤務している日本法教育研究センターの卒業生の同時通訳により、そのやりとりの内容は一応理解できたものの、被告人が不在のまま法廷が開かれたり、別事件の弁護人も弁護人席に座っていたり、被害者が民事上の損害賠償請求をする手続も同時に行ったりするなど、日本の刑事司法手続とは大きく異なっており、興味がひかれた。

また、裁判傍聴後は、現職の検察官に質疑する機会を与えられ、カンボジアでは被告人が所在不明であることがままあり、被告人が不在のまま判決を出すことも可能であること（事後的に不服申立の制度はあるとのこと）や、検察官と予審判事の役割分担、検察官による被疑者取調の状況等について説明を受け、カンボジアの刑事手続について、一部ではあるが理解を深めることができた。

7 王立法経大学ワーキンググループ傍聴

王立法経大学の教員によるワーキンググループも毎週1回開かれているとのことであるが、今回は、我々研修員が傍聴に来ているとのことで、ワーキンググループ参加者と研修生との間で質疑応答が行われた。

ワーキンググループ参加者からは、日本の公務員の定年、裁判官の人事異動における決定権者、本人の拒否の可否など、前記の王立司法学院ワーキンググループ参加者からの質問と同様の質問がなされ、

日本の公務員の人事制度については、カンボジア側から興味を持たれていると感じた。

また、研修員とワーキンググループ参加者との間で、日本とカンボジアにおける裁判例の公表方法を紹介し合うなどしたが、カンボジアでは、関係者の氏名等のマスキングはせずに裁判例を公開しているとのことであり、私は意外に思ったが、ワーキンググループ参加者からは逆に日本でマスキングをして公開していることを意外に思われたようで、国が違えば捉え方も違うことが実感できた。

8 JICA カンボジア事務所訪問

JICA カンボジア事務所を訪問し、研修員から、国外研修の感想等を述べるとともに、同事務所所長等から、カンボジアにおける JICA の人員、体制、これまで実施されてきた政府開発援助の概要等についてお話を聞き、政府開発援助へ従事されている JICA の方々のご苦勞が一部なりとも窺い知れるとともに、法整備支援も政府開発援助の一環であるということに改めて理解できた。

第4 おわりに

カンボジアは、公式統計上は1人当たり名目 GDP は約 1000 ドルとされており、先進国とは大きく差がある状況ではあるが、国外研修で初めて訪れたプノンペンでは、1台 500~1000 万円はするであろう高級車が街中に溢れ、大規模なホテル、マンション、ショッピングモール等の建築が着々と進められている状況にあり、国として新たなステージに入ろうとしていることを強く感じた。

そして、それに伴い、今後ますます活発化していくであろう経済取引が円滑に行われるとともに、公平な富の再配分が行われるためには、「法の支配」の確立がカンボジア社会にとり必要不可欠なものとなり、そのような観点からすると、法整備支援は、道路や橋等のインフラ整備と同等ないしはそれ以上に重要な事柄であり、まさに明日のカンボジアを築

く礎であるということを実感した。

また、前記の JICA プロジェクトスタッフは、前記王立法経大学で日本語を勉強したとのことで、その日本語能力は既に相当高いと思われたが、それに飽きたらず平日は毎日勤務後に英語学校に通い、土日は大学院に通学しているとのことであり、同大学の現役学生を含め、国外研修で出会ったカンボジアの若者は非常に勤勉で、感銘、刺激を受けた。

さらに、国外研修中に接したカンボジアの裁判官、検察官、弁護士、大学教員らは、いずれも我々研修員を暖かく迎え入れていただいたが、それは、日本のこれまでの法整備支援に対して信頼や感謝の気持ちを持っていただいているためだと感じられ、これまで法整備支援に従事された方々の努力に頭が下がる思いであった。

私は、当研修により、カンボジアという国や人々が好きになり、帰国後も、カンボジアの動向に興味を持つようになったことも、この研修の大きな成果であった。

今回の研修は、私にとり大変得難い経験であり、研修の機会を与えていただいた国際協力部、JICA、関係機関の皆様には大変感謝している。

以上

平成 25 年度国際協力人材育成研修に参加して

京都地方検察庁検察事務官 吉野 恵

第 1 はじめに

昨年、国際協力に興味がある私は ICD ニュースの目次で「国際人材育成研修」のタイトルを見つけ、参加者のレポートを夢中で読みました。あれから数か月後、光栄にも推薦していただき、本年 11 月 18 日から同月 29 日までの間、法務総合研究所国際協力部及びカンボジア王国において実施された国際協力人材育成研修に参加する機会を得ました。

平成 21 年に内閣府主催「東南アジア青年の船」事業に参加し、フィリピンやブルネイなど東南アジアの国々でホームステイ経験もあるものの、いまだ訪れたことがなく、いつか訪れたかった国カンボジア。参加が決まってから法整備支援について国際協力部のホームページを見たり、同国の文化や歴史の復習、JICA の同国に対する支援状況の理解など研修を有意義にするため準備を進めました。この研修に参加する以上、現地に赴いて法整備支援について学ぶだけでなく、将来、国際協力専門官として働く際に参考になるよう学びを深め、実りある経験にしようと固く決心しました。

第 2 国内研修

国内研修では、教官から各国の法整備支援の概要を講義していただいたことで、今回訪問するカンボジアはもとより、それ以外の支援国の現状に関しても理解を深めることができました。副部長からは、実際にカンボジアで長期専門家として勤務されていた当時の話やクメールルージュ裁判の概要について講義していただきました。

国際協力専門官の講義では、心得から始まり、予算の内訳や業務内容、研修を開催する際の重要事項などの説明を受けました。タイムスケジュール表を用いての説明は時系列的に把握しやすく、全体のイメージから詳細な部分まで理解しやすかったです。

昨年と同じ研修でも、人も制度も環境も刻一刻と変化している中では講師選定からカリキュラムまで前例と全く異なることも多く、自主性を持って柔軟に適応する姿勢が必要とされます。大変だけれどやりがいある魅力的な仕事だと感じました。

第 3 ワーキンググループ

ポル・ポト政権により知識人が大量虐殺され、法曹関係者も、資料も文献もほぼ皆無に近い状態から法整備支援がスタート。JICA 専門家（長期専門家も含む）と一緒に現地の慣習に沿った法案を起草し、民法と民事訴訟法を成立させてからも、司法職員や大学講師の人材育成、実務教育の更なる充実、司法関係機関の組織を強化させるため、法曹関係者などが法整備に関する検討会や勉強会（ワーキンググループ、以下 WG と記載）を行っています。

法律が制定されてからも判例集のような書籍がないため、法律家が各自で資料を取り寄せている現状では解釈が統一されていません。WG では、この現状の突破口となるべく教科書や Q&A、それに実務の手引書のような書籍の出版等を目指しており、講師は長期専門家として勤務している日本の検事や裁判官、弁護士が担当しています。

今回、4 種類の WG を見学することで、カンボジア人の法律のとらえ方、ケーススタディにおける疑問の持ち方や考え方から、納得いくまで質問し、議論する大変真摯な姿勢などを身をもって体感しました。国民性や慣習や文化が違うので当然と言えばそれまでですが、疑問に思う点も考え方も日本人とは根本的に異なる部分があるため、日本人の長期専門家の解説がさらに疑問を呼び質問大会のようになる場面もありました。長期専門家は、議題が本題から脱線しない限りは彼らの議論を見守り、脱線しだすと彼らが実際にイメージしやすい具体例を示して理解させていました。

講師のように一方的に教えるだけでは専門家がい

なくなると今までの支援が無駄になるという事態をさけるために支援対象国の主体性・自主性を尊重し、将来それぞれが普及活動ができる「持続的可能な基盤作り」を目指すということの真髓を実感できました。長期間現地で生活しているからこそ分かる彼らの感覚を掴み、彼らと信頼関係を築く重要性、長期にわたる支援の必要性、長期専門家の多大な労力を理解でき、とても有意義な見学だったと思います。

第4 カンボジア特別法廷 (ECCC)

1970年後半、ポル・ポト率いるカンボジア共産党(クメール・ルージュ)政権によって行われた虐殺等の重大な犯罪について、政権の上級指導者・責任者を裁くことを目的として設立された裁判所であり、国連との協定により、判事・検事その他のスタッフに、国連の任命する外国人だけでなく地元のカンボジア人が当てられ、国際法だけでなくカンボジア国内法も適用されている「混合法廷」です。

ECCCの見学は今回の研修で最も楽しみにしていたものでした。

国際協力部の野口部長が2006年から6年間、この特別法廷で控訴審の判事をされていたこともあり、現在在籍の判事、検事、弁護士との座談会を開いていただけることになりました。検事グループの中にはカンボジアの検事総長もいらっしゃっており、私はこのような光栄な機会に感動するあまり、過度に緊張してしまい、せっかく直接質問等ができるチャンスが無駄にしてしまいました。

座談会では、和やかな空気を作ってください、ECCCの運営形態や裁判の進捗状況、現在ECCCが抱える財政面の困窮と被告人や証言者の高齢化、年月経過による立証の難しさなどの深刻な問題点についても話してくださいました。

カンボジア国民を大量虐殺して恐怖のどん底に陥れ、人の心も国も壊滅状態させたポル・ポト派幹部をようやく司法によって裁く時代が来たことは素晴らしいことですが、莫大な費用がかかっており、日本は半分の金額を経済援助しています。裁判が始まってから今年で8年目。捜査終結宣言を出せたのは5人の被告人の中で唯一罪を認めていたことで分離して先に審理された強制収容所の所長のみでした。

しかし、判決ではこの収容所で子供を含む12,000人以上が拷問その他の非人道的行為を受けるとともに、被収容者のほとんどが付属の処刑場で処刑されたと認定され、歴史的にも大きな価値があるものとなりました。残念なのは、その間に否認していた残り4人の被告人のうち、1人が死亡、もう1人が認知症を理由に釈放されたことであり、残る3名も高齢のため一刻も早い審理が必要であるにも関わらず財政面の困窮により裁判の継続が厳しい状況です。

費用も時間もかかりすぎることで賛否両論の意見がありますが、カンボジア国民が犯罪を認定した上で今一度、国内の司法の在り方、法の支配の必要性を考えて未来に繋げていけるならば、非常に価値のある裁判だと思います。そのためにも現在審理されている3人はせめて終結を迎えることができるよう願っています。

座談会の中でとても印象に残ったエピソードがありました。それは、裁判で元ポル・ポト派の人が証言を拒否した理由について、自分の過去を明らかにすることで、今でも残存するポルポト派による報復を恐れている人と、それとは反対に、現在周りにいる人からの報復を恐れている人がいたということでした。外国との戦争では、国民は一丸となって外国人と戦いますが、国内で同じ民族が殺戮、拷問、処刑をしていた過去は、戦争が終わってからも疑心暗鬼という暗い影となり、今もなお当時を生き延びた国民の心にはびこっている現実を見た気がしました。

第5 プノンペン地裁裁判傍聴

刑事裁判を傍聴するため、プノンペン地裁を訪れました。日本以外の裁判所に入ることも裁判を傍聴

することも初めての機会でした。

窃盗事件2件と傷害事件1件の裁判を傍聴し、傷害事件の裁判では、被害者3名が証言をするため出廷していました。証言を要約すると、自分たちも相手も酒に酔って喧嘩したが、怪我を負わされたので治療費、慰謝料として3000ドルを請求したいとの主張でした（ちなみにカンボジア人の1か月の生活に必要な金額は平均200ドル～300ドルで、他の被害者2名も同様に高額な慰謝料の請求をしていました。）。

カンボジアでは、検事、弁護士、裁判官の他に予審判事という日本にはない職があり、起訴は予審判事が決めます。検事も起訴をするのですが、日本の家裁送致のようなものであり、最終的に起訴を決めるのは予審判事だそうです。

今回、裁判には予審判事は出席せず検事のみ出席していましたが、検事と予審判事で起訴するか否かの意見が分かれたとき、裁判はどちらが出席するか等疑問に思う点がいくつかあったので、次回カンボジアに行くときは、刑事手続きについて、警察から事件の送致を受けた段階から細かく聞いてみたいと思います。

第6 カンボジアにおける問題点

カンボジアを初めて訪れ、国民の遵法意識が低く法律が制定されても守られていない理由を知り愕然としました。違法な行為を取り締まるべき警察官が見逃しと引き換えに金銭を要求したり、学校の入学金の他に必要の高額な裏金が必要だったりと賄賂が深刻な社会問題となっています。例えば、交通違反をしても賄賂を警察に渡すことで見逃される現実があるため、そのような状況下では遵法意識は希薄にならざるを得ません。

ただ、賄賂が横行するのは、単に私利私欲という短絡的な背景に帰することは難しく、公務員の給料が生活に必要な金額よりも随分低く、給料だけでは

生活していくことができず賄賂収入はそれを補うものとして機能しているような面もあるようです。日本人では考えられないことですが、裁判もお金持ちや権力者が勝つことが圧倒的に多い状況です。

経済が発展し、国が豊かになることは言うまでもないことですが、法整備支援の観点から考えると、公務員の最低賃金を物価に合わせて上げるなどの金銭の分配率を変える法整備を行い、賄賂がなくても生活できる環境を整えた上で権力者の意識改革を行い、社会の仕組みを変える必要があると思われます。「恣意的な判断に左右される人の支配から法の支配へ」1日も早い移行が望まれます。

第7 最後に

プノンペンにある名古屋大学の日本法教育研究センターでは現地の大学の授業と並行して、日本語で日本の法教育を提供しています。今回3、4年生の大学生に検事の仕事についてプレゼンする機会があり、捜査や公判手続き、裁判員制度に至るまで幅広く説明しました。受講生は熱心にメモをとり、質疑応答の場面では堪能な日本語で積極的に質問していました。

貧富の差が広がり、貧困な人たちは今なお短命であったり教育を受けることができない状況のカンボジア。法整備は、外国企業がカンボジアへ直接投資を誘引し、雇用創出の他様々な経済的恩恵を受ける礎となることでしょう。熱心に学ぶ若い彼らが貧困や権力に負けないように法律が正しく機能・運用される豊かな社会となることを心から願います。

約2週間という短い期間でしたが、法整備支援について多くのことを学び、貴重な経験をさせていただきました。期待通りの、いやそれ以上の研修を経て、法律の可能性や法整備における国際協力の重要性を再確認いたしました。

将来、国際協力の仕事に携わる機会があれば、この研修の経験を最大限に活かして法整備支援等の業

務に尽力したいと思います。

お忙しい中大変貴重な講義を聴かせてくださった国際協力部野口部長，柴田副部長，教官の皆様方，カンボジアに引率して下さり楽しく研修員を盛り上げて和やかに研修を受けられるようにして下さった辻教官と細やかな心づかいで温かくサポートして下さった石原専門官，カンボジアで研修員を迎え入れて親切に面倒を見て下さっただけでなく結婚式参加という異文化体験の機会も作って下さった松原専門家，研修をサポートして下さったプロジェクト事務所の方々に心より感謝いたします。最後になりましたが，本研修に快く送り出して下さった京都地方検察庁の皆様にも心より感謝いたします。